



長野県報

9月24日(月)
平成24年
(2012年)
第2406号

目 次

規則

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(建築指導課) 1

告示

公共測量の終了(建設政策課) 2

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(3件)(県民協働・NPO課) 2

特定調達契約に係る落札者の決定(2件)(財産活用課) 3

県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課) 3

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市計画課) 3

土地改良区役員の退任の届出(農地整備課) 4

開発行為に関する工事の完了(建築指導課) 4

特定調達契約に係る落札者の決定(2件)(生活排水課) 4

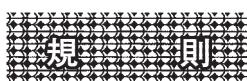
一般競争入札(保健厚生課) 4

特定調達契約に係る落札者の決定(情報管理課) 5

特定調達契約に係る一般競争入札(情報管理課) 5

特定調達契約に係る落札者の決定(生活排水課) 6

特定調達契約に係る落札者の決定(人材育成課) 7



屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布します。

平成24年9月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第35号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則(平成6年長野県規則第25号)の一部を
次のように改正する。

別表第2の高速自動車国道中央自動車道長野線の項中「一般国道147号と立体交差する地点(松本市島内5139番の2地先)」を「立峠トンネル南口(松本市会田字西ノ入4257番2地先)」に改め、同表の県道有明大町線の項中「県道穂高明科線との交差点(安曇野市穂高北穂高1033番の1地先)」を「安曇野市道穂高3173号線との交差点」に改め、同表の県道柏矢町田沢停車場線の項、安曇野市道穂高1級20号線の項及び安曇野市道豊科1級30号線の項を削る。

別表第3の高速自動車国道中央自動車道長野線の項中「一般国道147号と立体交差する地点(松本市島内5139番の2地先)」を「立峠トンネル南口(松本市会田字西ノ入4257番2地先)」に改める。

別表第4の豊科駅前広場の項及び穂高駅前広場の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に表示し、設置し、又は改造された屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)第2条第1項に規定する広告物等に係るこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則第4条第2項又は第9条第1項若しくは第2項に規定する地域については、同規則別表第2から別表第4までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

建築指導課